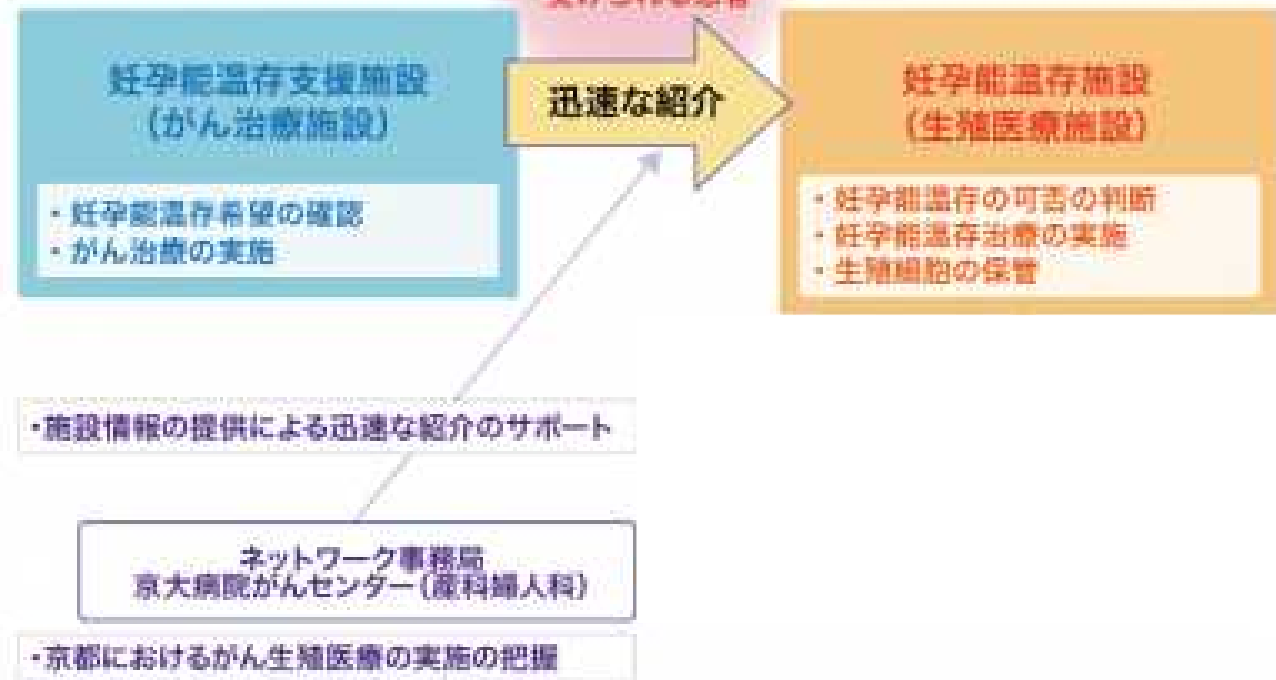


がん患者生殖機能温存療法助成への支援 ～京都府での取組み～

平成31年1月31日 第72回がん対策推進協議会
京都府健康福祉部長 松村 淳子

京都・がんと生殖医療ネットワーク KOF-Net

平成29年6月発足



京都・がんと生殖医療ネットワーク (KOF-Net)

代表	京都大学	産科婦人科
副代表	京都府立医科大学	産婦人科
運営委員会	京都医療センター	産科婦人科
	京都大学	乳腺外科
		小児科
		血液・腫瘍内科
		泌尿器科
	京都府立医科大学	小児科
		内分泌・乳腺外科
		血液内科
		泌尿器科
	田村秀子婦人科医院	産婦人科

京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業

➤ 目的

将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者が、がん治療開始前に生殖機能温存療法により生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことが出来るよう、生殖機能温存療法に要する費用に対して助成金を交付する。

京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業

➤ 対象者

以下の要件を全て満たす方

- ① **がんと診断された日から生殖機能温存療法実施日※までの間において京都府内に住所を有する者**
- ② **ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者**
- ③ **生殖機能温存療法実施日における年齢が40歳未満の者**
- ④ **京都府が別表に定める医療機関において生殖機能温存療法を受けた者**

※生殖機能温存療法実施日：精子、卵子又は卵巣の採取を行う日

京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業

➤ 助成上限額

男性	女性
3万円	20万円

- 1人1回のみでの助成とする。
- 平成29年4月1日以後に開始した生殖機能温存療法に対して助成
- 卵子、胚（受精卵）の凍結保存に要した費用について、特定不妊治療医療費助成制度との重複した申請は不可

助成状況

	内訳				合計
	男性	女性			31
	14	17			
	精子	卵子	胚 (受精卵)	卵巢	
	14	8	4	5	
0-9歳	0	0	0	0	0
10-19歳	2	0	0	2	4
20-29歳	8	5	2	1	16
30-39歳	4	3	2	2	11

(事業開始から平成30年12月末までに助成が決定した者)

申請に必要な書類

- ①京都府がん患者生殖機能温存療法助成申請書
- ②京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業証明書
※がん治療実施医療機関(A)と生殖機能温存療法実施医療機関(B)の2種類が必要
- ③がんと診断された日から生殖機能温存療法実施日までの間において京都府内に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し等)
- ④生殖機能温存療法についての同意書

提出方法

〈郵送の場合〉

宛先: 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康対策課

※封筒の表に「生殖機能温存療法助成申請書在中」と朱書きしてください。

〈持参の場合〉

受付窓口: 京都府健康福祉部健康対策課 がん対策担当 (府庁2号館3階)

受付時間: 平日(月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く。)

午前8時30分～12時、午後1時～5時

お問合せ・相談窓口

手続きに関すること

〈京都府健康福祉部健康対策課〉

電話: **075-414-4766** (直通)

がんに関する相談

〈京都府がん総合相談支援センター〉

電話: **0120-078-394** (フリーダイヤル)

看護職(保健師または看護師)、がん経験者が対応します。

申請に必要な様式はホームページからダウンロードすることができます。

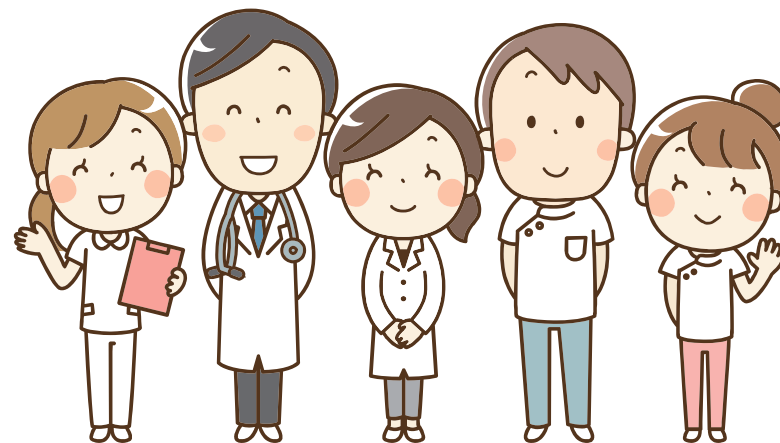


©京都府広報監
まゆまる

京都府 生殖機能温存

検索

将来、子どもを産み
育てることを望むすべての
がん患者さんとそのご家族へ
**がん患者生殖機能
温存療法助成事業の
ごあんない**



京都府では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA(思春期・若年)世代のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、生殖機能温存療法に要した費用を助成する事業を実施しています。

生殖機能温存療法とは

抗がん剤や放射線治療による生殖機能への影響：

女性 卵巣機能(排卵機能)が低下または喪失

男性 造精機能(精子を作る機能)が低下または喪失

→妊娠しにくくなったり、妊娠できなくなることがあります。

(影響の度合いは治療内容によって異なります)



生殖機能に影響を与える恐れのあるがん治療を始める前に、
卵子、卵巣、精子、胚(受精卵)を凍結保存することで
将来子どもを授かる可能性を残すことができます。

- がん治療を最優先に行う必要があるため、適応とならない(実施できない)患者さんもいます。
- 生殖機能温存療法はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。

がん治療を開始する前に主治医から十分に説明を受け、納得した上で生殖機能温存療法を行ってください。

対象になる方

以下の要件を**全て**満たす方

- ① がんと診断された日から生殖機能温存療法実施日までの間において京都府内に住所を有する方
- ② ガイドライン(※)に基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方
- ③ 生殖機能温存療法実施日における年齢が40歳未満の方
- ④ 下表の医療機関において生殖機能温存療法を受けた方

未受精卵子 胚(受精卵) 卵巣組織	日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解(平成28年6月改定)」に準じて生殖機能温存療法を行う医療機関
精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関

助成の対象医療

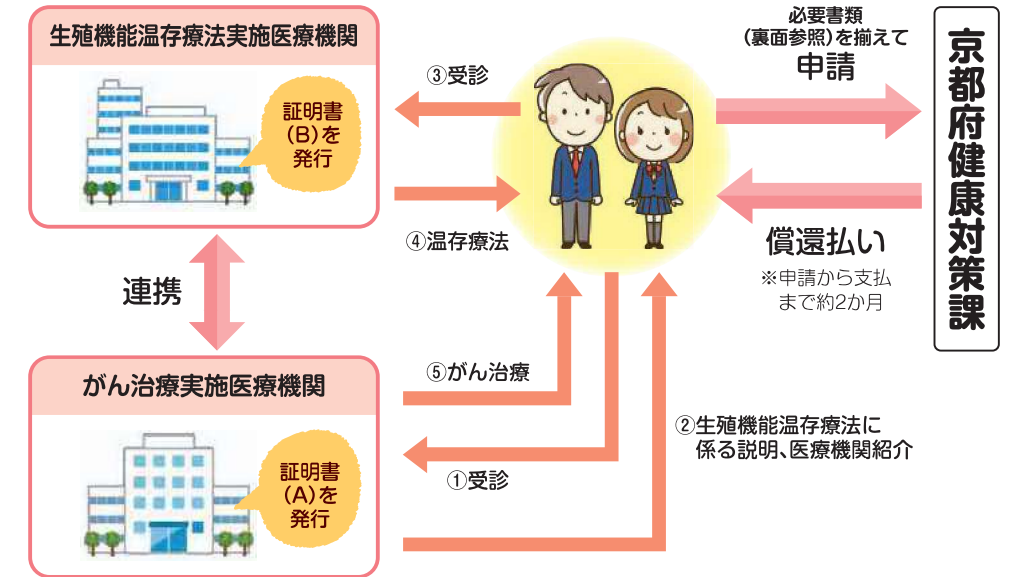
- 生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療開始前に、ガイドライン(※)に基づき行われる精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚(受精卵)の凍結を行った場合の、保険適用外の医療費
- 生殖機能温存療法に要する費用を助成対象とし、入院費や入院時の食費等の直接関係のない費用や、凍結保存の維持に要する費用は助成対象外
- 平成29年4月1日以降に開始された生殖機能温存療法

助成上限額

男性	3万円
女性	20万円

- 一人につき1回のみ助成
- 卵子、胚(受精卵)の凍結保存までに要した費用について特定不妊治療医療費助成制度との重複した申請は不可

手続きの流れ



(※)「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」
(一般社団法人 日本癌治療学会 編)